

質問	答
<p>○ 今回の補正予算より、国はカントリーエレベータ等産地基幹施設の更新への助成に道を開くこととしたのですか。</p>	<p>○ カントリーエレベータ等の穀類共同乾燥調製施設については、既存施設の補修などによって同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる「更新」）は、強い農業づくり交付金による補助金の交付対象外としてきたところ です。</p> <p>○ 今般の平成21年度補正予算では、強い農業づくり交付金（カントリーエレベータ等の再編利用の推進）により、各地域における水田フル活用の取組を支援する観点から、麦、大豆、飼料用米等の増産に対応した既存施設の再編利用を推進することとし、既存施設の再編利用計画を策定することを条件として、カントリーエレベータ等の補修等にも補助金を交付することとし、いわゆる更新を可能としたところ です。</p> <p>○ これは、カントリーエレベータ等の全国平均利用率が約7割と低迷し、当該施設の効率的な利用が課題となる中で、麦、大豆、飼料用米等の増産に当たっては、まず既存施設の最大活用が肝要であるとの考え方から、特例的にいわゆる更新を補助事業の対</p>

	<p>象としたものです。</p> <p>○ したがって、再編利用計画が適切に策定されていないなど、今般の補正予算による補助事業の主旨や要件に合致しない事業案件については、本取組の補助対象となりませんので、誤解のないようお願いいたします。</p>
<p>○ 再編整備の補修について、具体的にどのような内容ですか。</p>	<p>○ 補修については、老朽化した施設について、処理能力の増強を伴わない単純な設備の更新や施設の補修、修繕を行うことができます。ただし、この場合であっても、設備の更新は、法定耐用年数が過ぎたものを対象とするものであり、耐用年数内にあるものの原則補助の対象とすることはできません。</p> <p>○ また、現在米麦専用の乾燥調製ラインを、大豆の増産にあわせた大豆乾燥調製ラインを改修し、施設を汎用化することも可能です。</p>
<p>○ 再編利用計画に記載すべき事項はどのようなものですか。</p>	<p>○ 再編利用計画については、以下の内容を記載する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象作物の現状及び目標値（当面、2年後、5年後） ②穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況 ③再編利用のための事業計画（5年間） ④担い手への配慮

	<p>○ 各都道府県は、各事業実施主体から提出された再編利用計画を取りまとめ、審査・承認し、再編利用計画の提出状況を国（地方農政局等）に報告するとともに、当該計画を整理・保管していただきます。</p>
<p>○ 既存施設を処分し、新たな施設を設置することは可能ですか。</p>	<p>○ 耐用年数が残っている建物や設備については、原則、当該施設等を引き続き使用して下さい。</p> <p>○ ただし、耐用年数を超えた一部設備（耐用年数を過ぎたもの）を更新するに当たり、施設の構造上の事情などから建物や周辺の設備等（いずれも耐用年数内のもの）まで取り壊し、一体的に補修等を行うことが必要不可欠な場合には、当該設備又は建物も含めて補助対象とすることができます。</p> <p>○ なお、この場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、耐用年数の残った既存設備の財産処分等に係る承認手続きが必要になります。</p>
<p>○ 取り壊し費用も含めて事業費を計上することができますか。</p>	<p>○ 本事業の補助対象とすることはできません。</p>